

規制改革推進会議 医療・介護WG資料

電子処方箋の普及に向けた課題と 今後の方向性について

平成29年12月19日
厚生労働省

電子処方箋の普及に向けた現状・課題と方向性①

ガイドライン上の課題

保険請求に対応可能な電子処方箋フォーマットの改定が必要。

平成30年度診療報酬改定に合わせて準備中

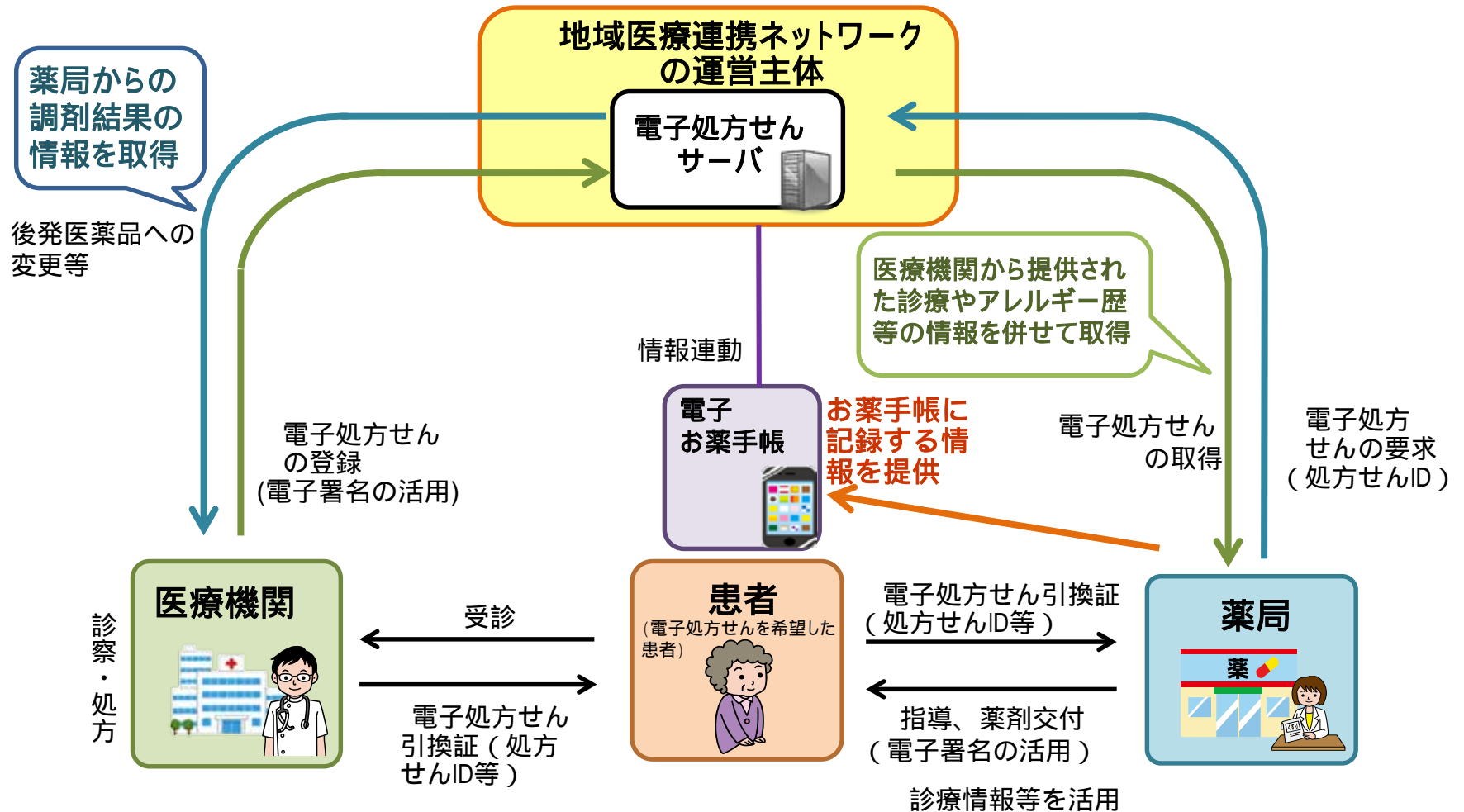
- ・調剤報酬請求に必要な「都道府県番号」「点数表番号」「医療機関コード」の追記等が必要
- ・平成30年度診療報酬改定で仮に処方箋様式が変更された場合、更なる対応が必要

(参考) 電子処方箋の運用ガイドライン(平成28年3月31日)について

- ・電子処方箋の運用ガイドラインでは、地域医療情報連携ネットワークやASPサーバを活用する際の仕組みを示している。
- ・しかしながら、電子処方箋の運用において、地域医療情報連携ネットワークやASPサーバを必ず活用することまでは求めていない。(したがって、法令、セキュリティ等の問題をクリアできるのであれば、PLRの活用可能性を含め、別の運用方法があり得ることは否定しない。)

電子処方せんの運用と普及推進

- 1 処方せんの電子化を可能とする規制緩和（省令改正） 平成28年 3月施行
- 2 地域医療連携ネットワークなど、実施環境の整った地域で実働していく
- 3 電子版お薬手帳との連携、かかりつけ薬剤師・薬局の推進（電子処方せんの調剤結果をお薬手帳に取り込めるようにする。紙媒体の手帳と同等の機能を有する場合には、診療報酬上、同等に評価）



電子処方箋の普及に向けた現状・課題と方向性②

地域医療情報連携ネットワークについて

地域医療情報連携ネットワークは、患者の同意のもと、医療機関等の中で、診療上必要な医療情報（患者の基本情報、処方データ、検査データ、画像データ等）を電子的に共有・閲覧できることを可能とする仕組み。

地域医療情報連携ネットワークは、医療機関や薬局等の地域の保健医療関係者が必要性を共有し、主体的に計画して継続的に運営を行うことが必要。

こうしたネットワークの構築等を支援するため、

- ・地域のネットワーク構築について、地域医療介護総合確保基金を活用してきたほか、
- ・平成28年度の診療報酬改定において、ICTを活用した医療情報共有について新たに評価するなどの取組を行っている。

地域医療情報連携ネットワークの全国各地への普及を図るための取組の一環として、医療情報連携ネットワークの構築や運用を行う際に参考となる情報を一元的に発信するWEBサイトを開設。

（参考）電子処方箋の実証事業を複数年にわたって実施している別府市の「ゆけむり医療ネット」も地域医療介護総合確保基金等を活用して構築している。

地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（平成26年厚生労働省告示第354号）（抄）

第1 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項

二 医療及び介護の総合的な確保に関する基本的な考え方

1 基本的な方向性

（5）情報通信技術（ICT）の活用

質の高い医療提供体制及び地域包括ケアシステムの構築のためには、医療・介護サービス利用者も含めた関係者間での適時適切な情報共有が不可欠であり、情報通信技術（ICT）の活用は情報共有に有効な手段である。一方で、情報通信技術（ICT）の活用方法は多様化するとともに、互換性が必ずしも十分に確保されていないという課題もある。そのため、医療及び介護に係る情報の特性を踏まえた個人情報保護に十分に配慮しながら、標準的な規格に基づいた相互運用性の確保や将来の拡張性を考慮しコスト低減に努める等、情報通信技術（ICT）の活用を持続可能なものとして進めていくことが重要である。また、情報通信技術（ICT）を活用した医療・介護ニーズの把握やこれに基づく取組から得られるデータを踏まえた施策の立案も重要である。

地域医療介護総合確保基金での具体例（平成29年度）

ひろしま医療情報ネットワーク整備事業（広島県）

地域医療構想に基づいた病床機能の分化・連携を進めるため、ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）の更なる周知・参加募集を行うとともに参加に必要な初期整備を行い、参加施設数を増加させることでHMネットの更なる活用を図る。

しまね医療情報ネットワーク事業（島根県）

地域包括ケアシステムの構築に向けた多職種連携等を進めるため、しまね医療情報ネットワーク（まめネット）における情報提供病院の拡大を行うとともに、連携アプリケーションの改修を行うことで、まめネットの更なる整備・活用を図る。

医療情報ICT化推進事業（滋賀県）

地域医療構想の達成に向けて更なる医療介護連携を進めるため、情報提供病院の診療情報を診療所等が閲覧するためのシステム「びわ湖メディカルネット」と、在宅療養患者の情報を多職種で共有するためのシステム「淡海あさがおネット」の統合を行う。

- 医療情報連携ネットワークの全国各地への普及を図るための取組の一環として、医療情報連携ネットワークの構築や運用を行う際に参考となる情報を一元的に発信するWEBサイトを開設。
- 医療機関等が、導入する地域にふさわしい医療情報連携ネットワークを主体的に構築、運営していくことを支援する。

医療情報連携ネットワーク支援Navi

<http://renkei-support.mhlw.go.jp/>



医療情報連携ネットワーク運営主体へのインタビューやアンケート調査結果に基づく統計情報等を整理し、構築までの手順、様々な導入事例や実際に構築した地域の声などをまとめて掲載



様々なネットワークの構築・運用事例を紹介（ピックアップ事例）

- n 医療情報連携ネットワークの運営主体へインタビューを行い、実際にどのような手順でネットワーク構築を進めたかを掲載。
- n 晴れやかネット、まめネット等の8事例を公開。



ネットワーク構築の一般的な流れを紹介（構築手順）

- n 医療情報連携ネットワークの構築手順を、計画、構築、運用、更改の4ステップに分類し、各ステップでの実施事項などを掲載。
- n 特に、同意取得方法や標準規格採用などの判断が分かれる事項は、判断の材料となる情報を提供するページを作成。



その他医療情報連携ネットワークに関する様々な情報を紹介

- n 全国の医療情報連携ネットワークの導入目的や効果などの統計情報を掲載。
- n 全国の医療情報連携ネットワークを地域や目的などの条件で検索可能。
- n 医療情報連携ネットワーク関連でよく用いられる用語とその意味を掲載。
- n 医療情報連携ネットワークを構築するにあたって参考となる資料やリンクを掲載。

電子処方箋の普及に向けた現状・課題と方向性③

医療機関、薬局への導入に関する課題

(コスト)

導入時に、医療情報の電子的なやり取りに対応したシステムの導入・改修にコストを要する。

(病院・診療所、薬局、地域医療情報連携ネットワーク(ASPサーバの設置・運用)等)

導入コストに加え、継続的なランニングコストの負担について、関係者での合意が必要。

(薬局の業務実態)

薬局内の業務フローの実態に合致しないとの現場の意見あり。

(薬局のペーパーレス化が必ずしも進んでいない。薬剤師による調剤業務は紙の処方箋を片手に行うのが通常であり、タブレット端末を全薬剤師に配り、薬剤師は端末を見ながら作業するのか等)

(その他)

処方医や調剤を行った薬剤師が電子署名を行うためにHPKIカードを取得する必要がある。

紙の電子処方せん引換証を使用しないことについては、処方情報の紙での交付を希望する患者や災害時やシステム障害時の対応、患者への処方情報の提供方法などの課題がある。

これらの様々な課題を踏まえた上で、医療機関、薬局が電子処方箋に対応するシステムを導入し、活用するためには、今後、具体的な運用事例をもとに、

- ・電子処方箋の発行から当該処方箋を用いた調剤の実施、患者への薬剤交付に至るまでの運用手順(オペレーション)の例示
- ・導入により、医療機関・薬局・患者等がそれぞれ受けるメリットの提示等を進めていく必要があると認識。

電子処方箋の普及に向けた現状・課題と方向性④

紙の処方せんとして使用可能な電子処方箋引換証の運用について

ガイドラインにおいて、フリーアクセス等の観点（ ）から、本格運用（ほぼ全ての薬局が電子処方箋に対応できる状態）までの間は、患者が電子処方箋非対応の薬局でも調剤を受けることができるよう、紙の処方箋と電子処方箋が併用された移行期の仕組みを用意する必要があるとし、紙の処方箋に転換できる「電子処方箋引換証」を用いる仕組みを示している。

我が国の公的医療保険制度においては、患者による医療機関等の自由な選択を保障し、適正な医薬分業を確保するため、以下のようにしている。

- ・フリーアクセスの原則として、保険医療機関・保険薬局に対して、全ての被保険者に療養の給付を行う開放性を有することを求めている。
- ・保険医療機関及び保険医療養担当規則（療養担当規則）において、保険医療機関は、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示を行ってはならないことを規定。

一方で、上記を踏まえつつ、移行期においても、患者が調剤を受ける薬局を自由に選択可能である体制を確保した上で、患者が電子処方箋対応の薬局を選択した場合に、上記の「電子処方箋引換証」を交付しない仕組みとすることは可能。

電子処方箋の普及に向けた今後のスケジュール

【医療現場におけるICT利活用】

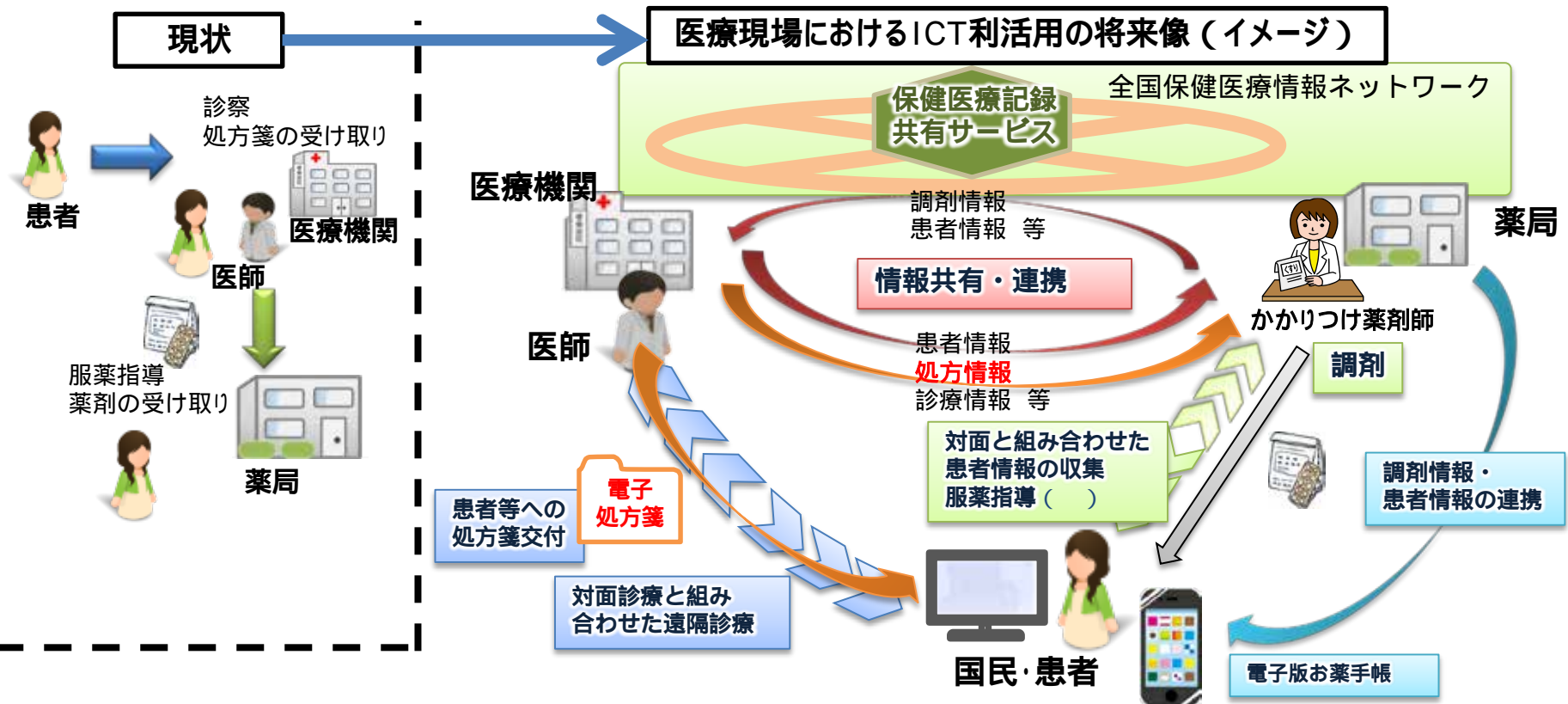
個人の診療等に関する情報を、医療・介護関係者がネットワークで共有することにより、診療・サービスの質が向上することに加え、効率化・生産性も向上。

対面診療と適切に組み合わせた遠隔診療や電子処方箋の普及促進により、国民・患者にとって、効果的・効率的な医療の提供に資することに加え、医療へのアクセスが容易になるなど利便性が向上。

【電子処方箋の普及に向けた今後のスケジュール（案）】

平成30年度 電子処方箋の運用実証事業を行い、課題を把握

平成31年度 全国保健医療情報ネットワークの本格稼働（平成32年度）を想定して電子処方箋の仕組みを再検討



() 国家戦略特区において、遠隔服薬指導に係る実証を予定